地域委員会の役割と連携について（関係図）

長岡方式の地域自治

地域委員会

■ 所管事務　（地域委員会条例）
第３条第１項＝諮問･答申機関
第２項＝まちづくり提案

■ 求められる役割

① まちづくりや地域課題の「検討の場」
各地域における今後のまちづくりなどについて検討の場
※市に対して必要に応じて提案書の提出

② 地域振興施策の「決定機関」
ふるさと創生基金事業内容や、地域コミュニティ事業補助金の対象団体の決定機関

③ 行政からの諮問に対する意見の具申

支　所

■ 所管事務
（1） 地域委員会の事務局
（2） 行政の本来業務（通常のサービス、地域固有業務など）
（3） 地域課題解決に向けた政策企画と事業の実施

■ 求められる役割

① 地域委員会の活性化を推進する役割
地域委員会に提案する諮問事項の整理や、運営方法の工夫、住民への周知など

② 地域政策の主体（地域展望の実現、総合計画など）
地域委員会の意見を反映しながら、地域課題の解決や地域振興にかかる政策を考え、本庁と連携し実行

【将来的に求められる役割】
市民と行政の協働の推進役
まちづくりなど、住民との協働手法について検討し、地域委員会や関係団体に働きかけ

地域振興戦略部

■ 所管事務
（1） 本庁諮問事項の調整
（2） 委員研修や正副委員長研修などによる意識啓発など
（3） 各支所間の調整、相談機能
（4） 長岡方式の地域自治の見直し

■ 求められる役割

① 運営指導から支援体制へ
支所の自主性を尊重しながら、支所の要請に対して支援する体制に移行

② 中、長期展望の政策検討
長岡方式の地域自治がもっと良くなるために、さまざまな角度から検討し、支所と連携しながら政策を立案

地域
住民

住民の声
反映

多様な意見

【地域委員会の設置目的】
地域におけるさまざまな不安を解消するため、地域住民の声を十分市政に反映し、市民満足度や地域自治を高めるために設置された組織である。

懇談会などによる意見交換、具体的課題に対する協議など

[地域組織]
・区長会、町内会長会など
[各種団体]
・文化、スポーツ団体、老人クラブ
・ＰＴＡ、ボランティアグループ
・ＮＰＯ団体など

地域振興の
共同体

連携・協力

【今後の主な検討課題】
※必要に応じて地域委員会の意見を求める
・長岡方式の地域自治の見直し
・地域固有業務など各種制度の見直し

支所が主体
地域振興戦
略部は支援

連絡、協議

連携、調整

本庁